

新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領

(趣旨)

第1 新潟県と県内市町村(以下「実施市町村」という。)が共同して実施する新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 新潟県内における子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と県内市町村が共同して、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業を実施する。

(事業の概要)

第3 新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の概要は、以下のとおりである。

新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して新潟県が実施する移住支援事業(以下「新潟県移住・就業等支援事業」という。)及びマッチング支援事業又は同交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業(以下、「起業支援事業」という。)と連携し、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ)から移住して就業等しようとする者がこの要領で定める要件を満たす場合、新潟県子育て世帯移住支援金(以下「子育て世帯移住支援金」という)を給付する。

(新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業)

第4 本事業は、次のとおり実施する。

新潟県は、事業の制度設計・全体管理を担う一方、実施市町村は、移住者からの子育て世帯移住支援金の申請受付・要件確認、支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

子育て世帯移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 子育て世帯移住支援金の支給

実施市町村は、申請時において の要件を満たす者のうち、 、 、 又は の要件を満たす者の申請に基づき、 の方法により、 の要件を満たす子育て世帯に対し、最大50万円の子育て世帯移住支援金を支給する。

移住等に関する要件

次に掲げる(ア)(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国

勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住をしていたこと。

- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。
- c 新潟県移住・就業等支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領の第5の1(1)(ア)に定める移住元に関する要件に該当しないこと。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 実施市町村に住民票を移して転入(以下「転入という。」)したこと。
- b 新潟県において新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- c 子育て世帯移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の実施市町村に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法による「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他新潟県及び実施市町村が子育て世帯移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人等に就業していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して

勤務する意思を有していること。

- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、子育て世帯移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

本事業における関係人口に関する要件

新潟県における市町村や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、市町村が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町村において、都道府県と協議のうえ、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。
- (ウ) 対象範囲の明確化に当たっては、新潟県移住・就業等支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領の第 5 の 1 (1) (ウ) の手続がとられていること。

起業に関する要件

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

子育て世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員が子育て世帯移住支援金の申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (エ) 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
- (オ) 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

申請・支給方法

(ア) 申請

子育て世帯移住支援金申請者は、申請書(様式 1 に準じて実施市町村が別に定めるもの)及び本人確認書類に加え、上記 及び の要件を満たし、かつ 、 、 又は の要件に該当することを証する書類(又は の場合は様式 2 に準じて実施市町村が別に定めるものを含む。)を移住先の実施市町村に提出する。

(イ) 支給方法

実施市町村は、(ア)の申請が上記 及び の要件を満たし、かつ 、 、 又は の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式 3 に準じて実施市町村が別に定めるもの)を交付し、子育て世帯移住支援金を支給するものとする。

(2) 子育て世帯移住支援金の返還

実施市町村は、子育て世帯移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして子育て世帯移住支援金を支給した実施市町村が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (イ) 子育て世帯移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を支給した実施市町村から転出した場合
- (ウ) 上記(1) 及び の要件を満たさず子育て世帯移住支援金の申請日から 1 年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合
- (エ) 上記(1) の要件を満たさず移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合

(オ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額の返還

子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に子育て世帯移住支援金を支給した実施市町村から転出した場合

(3) 子育て世帯移住支援金の支給・返還に係る情報提供

実施市町村は、上記(1)(ア)の申請があったときは、子育て世帯移住支援金の申請情報、子育て世帯移住支援金受給者の就業先情報及び子育て世帯移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。また、新潟県は、実施市町村から起業支援事業に係る交付決定に関して照会があったときは、速やかに実施市町村に情報提供することとする。

(財源の負担割合)

第5 財源の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 子育て世帯移住支援金

子育て世帯移住支援金の財源については、新潟県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとする。

(2) 子育て世帯移住支援金の支給に係る事務経費

子育て世帯移住支援金の支給に係る事務経費は、市町村が負担することとなる。

(協力)

第6 新潟県と実施市町村は、本事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、新潟県が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。ただし、実施後の新潟県子育て世帯移住・就業支援事業実施要領第4の規定は、この要領実施日以後に転入した者に適用し、この要領実施日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。ただし、実施後の新潟県子育て世帯移住・就業支援事業実施要領第4の規定は、この要領実施日以後に転入した者に適用し、この要領実施日前に転入した者は、なお従前の例による。